# 第3次はだの行革推進プラン(仮称)実行計画(案)に対する パブリック・コメントの実施結果について

## 1 意見募集期間

平成27年12月18日(金)~平成28年1月7日(木)まで

# 2 意見募集の周知方法

広報はだの12月15日号及び市ホームページ

#### 3 計画案の公表方法

- (1) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (2) 政策部行政経営課における閲覧
- (3) 公民館における閲覧
- (4) 図書館における閲覧
- (5) 駅連絡所における閲覧
- (6) ホームページへの掲載

# 4 意見提出の方法

郵送、FAX、電子メール及び持参

#### 5 提出された意見の概要等

- (1) 意見提出者の数 1名
- (2) 意見、提案等の件数 4件
- (3) 意見及び市の考え方

# ア 意見1

### (意見)

全編に渡って、民間委託によるコスト削減を謳っていますが、そも そも職員のコスト削減意識や内部組織の改革によっても、かなりの部 分を削減できるような気がします。

そういうステップをきちんと踏んだ上での、やむを得ない民間委託 なのかをお聞きしたいと思います。

そのあたりがどうも明確化されずに、「コストが高い=正規職員、コストが安い=民間委託」という短絡的な見方で、コストを安くする努力を怠ったまま、安易に民間委託という手段を選んでいるような気がします。

# (市の考え方)

職員の意識改革については、「秦野市職員(ひと)づくり基本方針」に基づき経営感覚を持った「人財」の育成に取り組んでおりますが、本実行計画においても、主な取組み内容として「より質の高い人財育成」に取り組むこととしています。また、組織の改革についても、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、平成28年度に向けて部・課を統廃合するなど、スリムで効率的な執行体制となるよう努めています。

民間委託については、国の公共サービス改革基本方針において、多様な行政事務の外部委託等を積極的に推進することで、より良質で低廉な公共サービスとなるよう要請されており、本市もこの考え方を踏まえ改革に取り組むものです。

その目的としては、経費削減ばかりでなく、民間企業等が有するノウハウや機動力を活用し、行政サービスの質の向上を目指しているものです。

#### イ 意見2

## (意見)

もうひとつの大事な問題は、「頭の労働」は正規職員に任せ、一方で「手足の労働」を委託して分業化していくということは、職員に「手足の労働機会を奪う」ことになって、ますます思考や行動が硬直化していく、民間委託した部分の仕事の経験がないまま育っていく問題をはらんでいますが、そのような懸念はないのでしょうか。

即ち、どういう環境に置かれてもオールラウンドに対応できる職員 が育たないという懸念ですが、このままだと「頭でっかち職員」ばか りになりそうです。

#### (市の考え方)

民間委託の対象業務については、定型的で専門性が高くない業務や 民間が有するノウハウの活用により質の高いサービスの提供が見込め る業務を中心に委託化を推進するもので、施策の方向性や事業内容の 設計はもとより、業務の執行に当たっての意思決定などについては、 職員によるコントロールの下、適正な事務処理を進めるものです。

環境の変化に柔軟に対応できる職員の育成については、様々な研修 や人事異動などを通じて適切に取り組んでまいります。

#### ウ 意見3

#### (意見)

P22では、「再任用職員の活用」により、9,200万円あまりの効果があるとしていますが、この算出根拠が分かりません。

内容では、"効率的な業務の執行が図られる"となっていますが、現 役職員では効率的な業務ができない結果の数値でしょうか。

合わせて、9,200万円をどのように算出したのかの内容をお知らせ下さい。

## (市の考え方)

効果額 9,200 万円の積算根拠は、常勤一般職職員から再任用職員に 配置替えしたことによる人件費の差額を計上しています。

本改革項目では、これまで培ってきた行政経験や知識を有する再任 用職員を特性に応じて配置することで、より効率的な事務の執行や知 識の継承などを期待するものです。

## 工 意見4

#### (意見)

全般に分かり難いのは、各ページで示されている効果額はH28からH32までの5ヵ年の成果として挙げているものでしょうか。それとも単年度の効果額でしょうか。

もし5ヵ年だとしたら、当然年度によってばらつきが生じるはずで すが、そのあたりの提示の仕方はどうなっているのでしょうか。

# (市の考え方)

効果額は計画期間である5年間の合計額を計上しています。

年度別の効果額は、現在調整中であり、策定時には、実行計画全体 として年度ごとの効果額を示す予定です。

いただいた御意見については、参考意見とさせていただきますが、今後の行 財政改革の推進に当たっては、御提案の趣旨を踏まえ取り組みを進めてまいり ます。